

一般社団法人山形県言語聴覚士会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人山形県言語聴覚士会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を山形県鶴岡市に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、社員相互の交流を深め、言語聴覚士の知識・技術の研鑽、資質・地位の向上を図り、かつ言語障がい等に関する社会的啓発及び地域活動を推進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 社員の資質の向上のために研修会・講習等を開催する事業
- 2 言語聴覚士の社会的地位向上に関する事業
- 3 地域活動に対する支援事業
- 4 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第 2 章 社員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第 6 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第 7 条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(退社)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 9 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(開催)

第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 12 条 社員総会の招集は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第 13 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第 14 条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事は、同議事録に署名又は記名押印のうえ、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員

(役員)

第 17 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 15 名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第 18 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選により定める。

(任期等)

第 19 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第17条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の報酬)

第 22 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第 23 条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 24 条 当法人は、一般法人法第113条の規定により、同法第111条第1項の行為に関する理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、社員総会の特別決議により、免除することができる。

第 5 章 基金

(基金の拠出)

第 25 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 26 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事の多数決により決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 27 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 28 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 29 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出することができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。